

# 事務事業チェックシート

事務事業No 事業名  
**465** 都市計画道路整備事業（県工事負担金）（西脇山口線、北島湊線、南港山東線）

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	2	都市機能や市民生活を支える道路網の整備
施策	1	基幹道路網の整備
取組方針	1	重点整備区間道路の整備

事業種別	継続	
事業期間	～	
事業実施の根拠法令	地方財政法第27条	
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	道路政策課	山本 敦弘 435-1328
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計	一般会計		
	款	土木費		
	項	都市計画道路費		
	目	都市計画道路総務費		
	大事業	都市計画道路総務事業		
事項	市内環状道路整備事業（県工事負担金）			

### 1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容				
	西脇山口線、北島湊線及び南港山東線の整備（県事業）に係る市負担金を支出する。	県施行の都市計画事業（西脇山口線、北島湊線及び南港山東線）に係る工事費等に対する市負担金（市負担率1/6）を支出する。				
実施内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		西脇山口線、松島本渡線、湊神前線、北島湊線の整備に対する負担金	西脇山口線、北島湊線、南港山東線の整備に対する負担金	西脇山口線、北島湊線、南港山東線の整備に対する負担金	西脇山口線、北島湊線、南港山東線の整備に対する負担金	西脇山口線、北島湊線、南港山東線の整備に対する負担金

### 2 事業コスト

事業費等（千円）	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	176,667	176,990	180,500	136,951	171,664	121,231	305,498		305,498	
伸び率 (%)	-	-	2.2%	▲22.6%	▲4.9%	▲11.5%	78.0%	▲100.0%	0.0%	-
人件費	正規職員	625	608	608	857	857	885	885	885	
	正規職員以外									
小計	625	608	608	857	857	885	885	885	885	
国庫支出金										
県支出金										
市債	165,400	167,800	164,300	123,200	154,400	108,900	274,800		274,800	
その他										
一般財源（税等）	11,267	9,190	16,200	13,751	17,264	12,331	30,698		30,698	
所要人数（人）	正規職員	0.08	0.08	0.08	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
	正規職員以外									
主な予算内訳	県施行の都市計画道路事業に係る工事費等に対する市負担金支出事務									

### 3 目標及び実績

指標	指標名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			目標値	実績値	達成度 (%)	目標値	実績値
活動指標	県施行の都市計画事業に係る工事費等に対する市負担金支出事務	目標値					
		実績値					
		達成度 (%)					
成果指標	外環状道路の整備進捗率	目標値	145,000	130,500	143,332	278,832	278,832
		実績値	149,011	121,320	105,865		
		達成度 (%)	102.7%	92.9%	73.8%		
	都市計画道路の整備進捗率（西脇山口線外）	目標値	31,667	50,000	28,332	26,666	26,666
		実績値	27,979	15,631	15,366		
		達成度 (%)	88.3%	31.2%	54.2%		

4 事業の評価

評価基準						
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい		減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要		見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能		市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む		緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない		できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)		達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある		貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある		できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない		見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>都市計画法第59条で、都市計画道路などの都市計画事業は、原則として市が施行することとされており、県は市が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合に施行することとされています。</p> <p>本市の長期総合計画による都市計画道路の整備を早期に進めるために、県市で役割分担を行い実施している状況であることから、県施行の都市計画道路事業に係る負担金は現状維持が妥当と考えています。</p>
見直し・改善内容	